

## 退職後の健康保険制度について

～退職日の翌日にズケン健康保険組合の資格は喪失します～

退職日の翌日から転職先の保険制度に加入する場合以外、下記の選択肢①～③のいずれかの保険制度へ加入することになります。**各制度の保険料、制度内容を比較検討のうえ**、加入する保険制度を選択してください。

＜任意継続制度とは＞

新しい医療保険制度へ加入するまでの間、一時的に加入することを趣旨とする特例制度です。その趣旨から**法的に厳格な運用が定められており、加入には注意事項が多くあります。(申込書に同意書欄あり) 慎重に選択するようお願いいたします。**

	①ズケン健保の任意継続	②国民健康保険	③家族の被扶養者になる
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職前に継続して2ヶ月以上被保険者であった方</li> <li>退職日の翌日から20日以内に当組合に申請した方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職後14日以内にお住まいの市区町村役場にて手続きが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定基準を満たす必要があるため、ご家族が加入している健康保険組合にお問い合わせください。</li> </ul>
保険料	<p><b>保険料は、事業所人事担当者にお問い合わせください。</b></p> <p>※保険料は退職時の報酬によって決まります。</p> <p>※在職時は保険料の半分以上を会社が負担していましたが、任意継続後は全額自己負担になります。</p>	<p><b>保険料はお住まいの市町村によって異なります。役場にてご確認ください。</b></p> <p>※保険料は主に前年(1月～12月)の所得と家族の人数で決まります。</p> <p>※市区町村によっては、固定資産税額に応じた保険料加算や、独自の保険料減免措置がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の負担なし</li> </ul>
	<p>＜保険料支払方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健保の銀行口座(三菱UFJ銀行)への振込みのみ(振込手数料は自己負担)</li> </ul>	<p>＜保険料支払方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>振込の他に、口座振替やコンビニ支払などから選択できる(振込手数料がかからない支払方法も選択できる)</li> </ul>	
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>在職時と同様に受診可能</li> <li>各自で当組合のHPを確認し手続きする。</li> <li>人間ドックを契約健診機関で受診する場合、健保から被保険者宛に一部負担金の請求書が届いたら、健保の口座へ振</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村によって健診メニューが異なりますので、お住まいの市町村のHP等でご確認ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族が加入している健康保険による。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>加入期間は最長2年(保険料未納の場合は、強制的に脱退となる)</b></li> <li><b>保険料は原則2年間同じ</b></li> <li><b>※退職後、収入が減少しても、保険料は原則2年間変更なし。</b></li> <li>以下の場合は任意継続の脱退となります。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①就職(新しい職場の健保に加入)</li> <li>②やめることを申し出る</li> <li>③後期高齢者医療制度に加入</li> <li>④死亡</li> <li>⑤保険料未納</li> </ol> </li> <li>* 任意継続から国民健康保険に切り替える場合、当組合へお問い合わせください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>所得(前年1～12月)によって保険料も増減するので、退職した年は任意継続より国民健康保険の保険料が高い場合でも、退職の翌年は国民健康保険料の方が安くなる場合が多くなります。</b></li> </ul>	

任意継続を選択する場合

次ページの申請書を当組合へ提出してください。

**提出期限: 退職日の翌日から20日(暦日)以内必着**

**【注意】任意継続の手続きは、退職後に事業所から提出される資格喪失届の手続き完了後となりますので、退職前に提出される場合は、事業所へ提出してください。**

# 健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

令和6年12月改訂

提出期限:退職日の翌日から20日(暦日)以内 健康保険組合必着

任意継続制度は、法的に厳格な運用が定められており、会社も介在しなくなるため、**加入者ご自身が制度を理解し、自ら適切な対応をしていただくことが必要となります**。主な留意点に同意していただいた上で申請してください。

健康保険組合使用欄		
常務理事	事務長	係

## 任意継続の申請に伴う同意書

スズケン健康保険組合 理事長殿

私は下記全項目について確認、同意し、任意継続を申請します

被保険者氏名	印
--------	---

※被保険者および被扶養者の住民票住所がわかるもの(マイナンバーカード写しまたは住民票)を添付してください。

確認・同意した項目の□にチェックを入れてください

- 他制度との比較**  
別紙「退職後の健康保険」等により、「国民健康保険」、「家族の扶養に入る」等の選択肢があることを理解の上、加入要件、保険料、制度内容を確認、比較検討したうえで「任意継続」を選択して下さい。
- マイナ保険証**  
**国の施策としてマイナ保険証の取得検討をお願いします。**  
マイナ保険証は健保が加入手続きした3営業日目から使用できます。
- 保険料の納付手段**  
**銀行振込(電信扱い 振込手数料本人負担)のみ。**振込先健保口座は三菱UFJ銀行/大津町支店。  
納付書による金融機関窓口からの振込が原則ですが、**ATM・ネットバンキングも可能です。**
- 保険料の納付方法と期限**  
**毎月払いは毎月1～10日の間**(10日が休日の場合翌営業日)、半年または1年分の前納、及び初回納付は、都度当組合が案内した期限。**期限以降の納付は法により受け入れできません。**
- 保険料を期限までに納付しなかったとき**  
**法により納付期限翌日から被保険者資格を喪失**します。直ちに保険証・資格確認書・認定証(発行されている方のみ)を返却して下さい。法及び厚生労働省の指導により**猶予を行うことはできません。**
- 任意継続をやめるとき、または、やめたいとき**  
就職した(新しい職場の健康保険等へ加入した)とき、やめることを申し出たい(国保へ加入したい、**家族の扶養**に入りたい等)ときは、**直ちに当組合へ電話にて連絡して下さい。**
- 健康診断の申込・保健指導**  
健康診断の受診・補助は、**当組合のホームページを確認・了解の上、所定期限内に書類を提出**して下さい。また、**扶養家族を含め、健保組合が実施する保健指導等には積極的に取り組んで下さい。**

在職時の被保険者等	記号	番号	フリガナ	被保険者氏名	印		
生年月日	昭和 平成	年 月 日	資格喪失日 (退職日の翌日)	令和 年 月 日	被扶養者 (どちらかを○で囲む)	あり 被扶養者異動届を 同時に提出	なし
住民票住所 (都道府県から記入)	〒 ※住民票やマイナンバーカードの表記通りに正確に記入してください。 (例)「四丁目7番地」を「4丁目7番地」や「4-7」としない、「●●大字△△」を「●●△△」としない。						
居所住所 (都道府県から記入)	住民票 住所と同じ <input type="checkbox"/>	別の場合 〒	マイナ 保険証		<input type="checkbox"/> 取得済(取得する) <input type="checkbox"/> 取得しない		
電話番号	自宅 :		携帯 :				
保険料 納付方法	ア. 毎月払い イ. 半年分前納(～9月～3月) ウ. 1年分前納(～3月) ※保険料支払方法は振込のみとなります						
健保からの 給付金 受取口座 (被保険者名義に限る)	銀行 信金 その他( )		本店 支店 出張所		普通		
	口座番号 (7ケタ)		※高額療養費などの給付金支払対象となった場合、 この口座へ健保から振込させていただきます。				

受付印

健康保険組合使用欄		
記号・番号	喪失時月額	初回納付期限
200-	千円	/ ( )